

東日本大震災復興交付金制度要綱

平成 24 年 1 月 6 日	
平成 24 年 2 月 10 日	一部改正
平成 24 年 4 月 5 日	一部改正
平成 24 年 5 月 25 日	一部改正
平成 24 年 8 月 24 日	一部改正
平成 24 年 11 月 30 日	一部改正
平成 25 年 3 月 8 日	一部改正
平成 25 年 5 月 17 日	一部改正
平成 26 年 11 月 25 日	一部改正
平成 27 年 5 月 29 日	一部改正
平成 27 年 8 月 26 日	一部改正
平成 28 年 3 月 15 日	一部改正

東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）第 78 条第 3 項に基づく復興交付金（以下「交付金」という。）の交付については、法、東日本大震災復興特別区域法施行令（平成 23 年政令第 409 号）、東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成 23 年内閣府令第 69 号）、法第 3 条に規定する復興特別区域基本方針、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第 1 復興交付金事業計画の作成及び提出

1 復興交付金事業計画の作成主体

法第 77 条第 1 項に規定する特定市町村（以下「特定市町村」という。）は単独で、又は、特定市町村と当該特定市町村の存する都道府県（以下「特定都道府県」という。）は共同して、同項に規定する復興交付金事業計画を作成する。

2 対象地域

復興交付金事業計画の作成の対象となる地域は、東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために事業を行う地域とする。

内閣総理大臣が対象地域に該当するかの判断を行うに当たっては、被害の状況は地域によって様々であること、復興は地域の自主性に基づいて進

められるべきであること等を勘案し、特定市町村又は特定都道府県が、復興交付金事業計画において説明する被害の状況と実施すべき事業との関連や事業実施の必要性等を合理的に説明することとする。

3 復興交付金事業計画の提出

交付金を充てて復興交付金事業計画に基づく事業又は事務（以下「復興交付金事業等」という。）を実施しようとする特定市町村又は特定都道府県は、次に掲げる事項を記載した復興交付金事業計画（様式1-2、1-3及び1-4）を作成し、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

内閣総理大臣は、復興交付金事業計画の提出を受けた場合には、別表に掲げる復興交付金事業等を所管する大臣（以下「交付担当大臣」という。）に回付するものとする。

- ・ 計画区域
- ・ 震災の被害からの復興に関する目標
- ・ 復興交付金事業等の事業概要及び東日本大震災の被害との関係
- ・ 復興交付金事業等に関連する災害復旧事業の概要
- ・ 復興交付金事業等に要する費用
- ・ その他必要な事項

4 計画期間

復興交付金事業計画に記載する計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間のうち、特定市町村又は特定都道府県が設定するものとする。

5 復興交付金事業計画の添付書類

復興交付金事業計画には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- ① 復興交付金事業計画の区域及び復興交付金事業等を実施する場所を明らかにした図面
- ② 復興交付金事業等に要する費用の算出に係る基礎資料
- ③ 復興交付金事業等の実施に係る工程表（i 法手続・許認可等、ii 地域等の合意形成、iii 調査・測量・設計、iv 用地買収、v 工事、vi その他必要な事項について記載した月次工程表）（参考様式）

6 復興交付金事業計画に位置付ける事業に関する留意事項

特定市町村又は特定都道府県は、復興交付金事業計画を作成するに当たり、復興のために真に必要なかつ有効な復興交付金事業等を選択するとともに、その実施方法についても適切かつ効率的なものとなるよう努めることとする。

る。

7 復興交付金事業計画の変更

特定市町村又は特定都道県は、復興交付金事業計画について、次に掲げる変更を行う場合には、速やかに、変更後の復興交付金事業計画を様式2に添えて内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、④又は⑤の場合は、変更を行った年度の年度末に、変更後の復興交付金事業計画を提出すれば足りることとする。

- ① 復興交付金事業等の新設又は廃止を申請する場合
- ② 復興交付金事業等のいずれかの事業又は事務について、復興交付金事業計画における計画期間全体を通じた総交付対象事業費を増額する場合
- ③ 交付決定単位又は復興交付金事業計画ごとの交付金交付額の変更を申請する場合
- ④ 第8の2に規定する年度間の調整及び第8の3に規定する事業間の流用を行う場合（その際には、変更後の復興交付金事業計画の提出に併せ、様式3を添付することとする。）
- ⑤ その他の変更の場合

第2 復興交付金事業等

特定市町村又は特定都道県は、法第77条第2項第3号に規定するいわゆる基幹事業及びこれと関連して実施される同項第4号に規定するいわゆる効果促進事業等（関連事業）のうち、復興交付金事業計画に定めた目標を実現するために必要となる事業又は事務を復興交付金事業計画に記載する。その際、復興交付金事業計画に記載された地域における具体的な被害とその被害からの復興のために必要となる事業又は事務との関係について、復興交付金事業計画において記載するものとする。

1 基幹事業

(1) 対象事業

基幹事業は別表1に掲げる事業とする。

(2) 事業要件

基幹事業は、交付担当大臣が交付要綱等に定める要件を満たす事業であり、かつ、次に掲げる事業のいずれかに該当する事業とする。ただし、災害復旧事業は除く。

- ① 地震の震動による被害からの復興のために行う事業
- ② 津波による被害からの復興のために行う事業
- ③ 地盤沈下、液状化あるいは地すべりといった被害からの復興のために行う事業
- ④ その他東日本大震災の被害からの復興のために行う事業

(3) 交付額

基幹事業の交付額は次のとおりとする。

$$\text{基幹事業の交付額} = A + B$$

A：基幹事業の交付対象事業費(a)に、基本国費率(b)を乗じて得られる額(a×b)

B：基幹事業の交付対象事業費(a)から、A及び特定市町村又は特定都道府県以外の者(民間事業者等)が負担する額(c)を減じた額に1/2を乗じて得られる額((a-A-c)×1/2)

(a)、(b)及び(c)は、基幹事業ごとに交付担当大臣が交付要綱等で定めるものとする。

2 効果促進事業等(関連事業)

(1) 対象事業

効果促進事業等は、基幹事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の著しい被害を受けた地域の復興のために基幹事業と関連して地域の特性に即して自主的かつ主体的に実施する事業又は事務とする。

ただし、原則として、次に該当する事業又は事務は除く。

- ① 事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業又は事務
- ② 別途国の負担又は補助を得て実施する事業又は事務
- ③ 個人・法人の負担に直接充当する事業又は事務及び専ら個人・法人の資産を形成するための事業又は事務

なお、内閣総理大臣は、効果促進事業等に関する配分計画を作成するに当たっては、効果促進事業等が特定市町村又は特定都道府県がその創意工夫を発揮して、その区域の特性に即して自主的かつ主体的に実施されることに十分に配慮しつつ、当該事業の公益性及び国が実施する他の施策との整合性を勘案する。

(2) 基幹事業との関連性

効果促進事業等の実施を要望する特定市町村又は特定都道府県は、復興交付金事業計画において、実施される効果促進事業等と基幹事業との関連性を合理的に説明することとする。

この場合において、関連する基幹事業には、特定市町村にあつては特定都道府県が実施主体となるもの、特定都道府県にあつては特定市町村が実施主体となるものを含むものとする。

(3) 交付の対象となる事業費の総額及び交付金の交付額

- ① 効果促進事業等の事業費の総額は、復興交付金事業計画ごとに基幹事業の交付対象事業費の合計額から特定市町村又は特定都道府県以外の者（民間事業者等）が負担する額の総額を減じた額に、0.35 を乗じて得られる額を上限とし、特定市町村又は特定都道府県ごとに算定する。

なお、上記特定市町村又は特定都道府県ごとの効果促進事業等の総額の算定に当たっては、関連する基幹事業の実施主体にかかわらず、効果促進事業等の事業費の交付を受ける特定市町村又は特定都道府県の効果促進事業等の事業費を合計する。

- ② 効果促進事業等の交付額は、当該事業の事業費に $8/10$ を乗じて得られる額とする。

(4) 配分の弾力化

第2の2の(3)の規定にかかわらず、内閣総理大臣は、効果促進事業等に関する交付金の配分に当たっては、各地方公共団体のニーズや事業の進捗状況等を勘案し、次の場合には、弾力的に対応するものとする。

- ① 特定市町村の規模が小さく、基幹事業費が少額である場合等、第2の2の(3)の規定により算定される上限額を超えて効果促進事業等に関する交付金を交付する必要があると認められる場合
- ② 特定市町村及び特定都道府県が共同で復興交付金事業計画を作成する場合であつて、両者が合意の上で、両者の効果促進事業等に関する交付金の額を合計した額が両者の効果促進事業等の交付の上限となる額を合計した額を超えない範囲内において、特定市町村又は特定都道府県に対し効果促進事業等の交付の上限となる額を超えて、交付金を交付することを求める場合

(5) 漁業集落復興効果促進事業・市街地復興効果促進事業

内閣総理大臣は、効果促進事業等に関する交付金の配分に当たって、必要に応じて、別表2-1又は別表3-1に掲げる基幹事業に係る効果促進事業等であって次に掲げるものの実施のため、漁業集落復興効果促進事業又は市街地復興効果促進事業として交付金の配分をすることが出来るものとする。

ただし、別表2-1及び別表3-1に掲げる基幹事業のうちD-4のみを特定市町村が実施している場合には、当該特定市町村に対し、市街地復興効果促進事業としての交付金の配分は行わないものとする。

① 別表2-2又は別表3-2に掲げられた事業

② ①以外の事業（復興地域づくり加速化事業）

計画期間における漁業集落復興効果促進事業の事業費の総額又は市街地復興効果促進事業の事業費の総額は、次に掲げるとおりとする。

① 特定市町村にあつては、別表2-1又は別表3-1に掲げる基幹事業のうち当該特定市町村が実施しているものの交付対象事業費の合計額から民間事業者等が負担する額の総額を減じた額に2/10を乗じて得られる額又は500億円のうちいずれか少ない額を上限とする。

② 特定都道府県にあつては、(3)①の規定に基づき算定する当該特定都道府県ごとの効果促進事業等の事業費の上限の範囲内で、当該特定都道府県の要望を踏まえ、内閣総理大臣が定める額とする。

第3 配分計画の作成

内閣総理大臣は、特定市町村又は特定都道府県から復興交付金事業計画の提出を受けた場合には、復興交付金事業等に要する経費について交付担当大臣が所管する関係行政機関へ予算の移替えを行うため、関係する交付担当大臣と協議し、交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる復興交付金事業等ごとの交付金の額を明らかにして、予算の範囲内で配分計画を作成する。

内閣総理大臣は、配分計画の作成に当たっては、特定市町村又は特定都道府県における復興交付金事業等の必要性、効率性、事業実施の確実性及び進捗状況等を勘案するものとする。

第4 交付可能額の通知

内閣総理大臣は、復興交付金事業計画を提出した特定市町村又は特定都道府県に対し、第3で作成した配分計画に基づき、交付可能額を通知するものとする。

第5 交付金予算額の移替え

内閣総理大臣は、第3により作成した配分計画に基づき、交付担当大臣と連名で財務大臣の承認を得て、交付金の予算を別表に定める交付担当大臣が所管する関係行政機関へそれぞれ移し替えるものとする。

第6 交付決定単位

交付決定単位は、特定市町村又は特定都道府県ごと、かつ交付担当大臣ごととする。

第7 交付申請

第4により交付可能額の通知を受けた特定市町村又は特定都道府県は、交付担当大臣が定める交付要綱等に基づき、内閣総理大臣を経由し、交付担当大臣に対して交付の申請を行うものとする。

なお、特定市町村又は特定都道府県が複数の復興交付金事業計画に基づく交付可能額の通知を受けた場合には、復興交付金事業計画ごとに交付申請を行うことを要せず、まとめて交付申請を行うことができる。

第8 交付金の執行

1 基金の造成

特定市町村又は特定都道府県は、復興交付金事業等の実施に当たり基金を造成し、復興交付金事業計画の計画期間内にこれを取り崩して復興交付金事業等を実施することができる。

基金の設置及び管理については、交付担当大臣が定める交付要綱等、内閣総理大臣が各交付担当大臣と連名で定める基金管理運営要領等によるものとする。

2 年度間の調整

特定市町村又は特定都道府県は、前項の基金を造成せずに事業等を実施する場合において、復興交付金事業等の進捗に遅れが生じた場合には、当該年度に実施した事業費の額を上限として、基幹事業については第2の1の(3)により算定される交付額を超えて、効果促進事業等については第2の2の(3)により算定される交付額を超えて、当該年度に交付された交付金の全てを充当することができるものとし、次年度以降受けようとする交付額を調整するものとする。

ただし、事業完了時点において当該復興交付金事業等に充当した交付額の総額は、計画終了時点において復興交付金事業等の実施に要した交付対

象事業費の実績額に対して、第2の1の(3)又は第2の2の(3)の規定により算定される、交付額の総額を超えないものとする。

3 事業間の流用

特定市町村又は特定都道府県は、第8の1の基金を造成して復興交付金事業等を実施するに当たり、同一の交付担当大臣が交付する事業間の流用を行うことができる。

また、特定市町村又は特定都道府県は、第8の1の基金を造成せずに復興交付金事業等を実施するに当たり、同一の交付決定の範囲内においては、経費の配分を変更し、事業間の流用を行うことができる。

4 交付決定前の着手

(1) 交付可能額通知後の交付決定前の着手

特定市町村又は特定都道府県は、交付可能額の通知を受けた後、交付申請及び交付決定の前に復興交付金事業等に着手する必要がある場合には、その理由を記載した復興交付金交付決定前着手申請書(様式4)を内閣総理大臣を経由して各交付担当大臣に提出し、その承認を受けて着手することができるものとする。

(2) 交付可能額通知前の交付決定前の着手

特定市町村又は特定都道府県は、やむを得ない事由により、交付可能額の通知を受ける前に、復興交付金事業等に着手する必要がある場合には、当該事業が基幹事業である場合に限り、その理由を記載した復興交付金交付決定前着手申請書(様式5)を内閣総理大臣及び内閣総理大臣を経由し交付担当大臣に提出し、その承認を受けて着手することができるものとする。

(3) 交付決定前の着手に関する留意事項

交付決定前着手申請書の提出を受けた内閣総理大臣及び交付担当大臣は、速やかに承認の可否を判断し、交付担当大臣にあつては内閣総理大臣を経由して特定市町村又は特定都道府県にその結果を通知するものとする。

なお、特定市町村又は特定都道府県は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で当該復興交付金事業等に着手するものとする。

5 費用の縮減

特定市町村又は特定都道府県は、復興交付金事業等の実施に当たっては、復興交付金事業等の実施に要する費用の縮減に積極的に取り組むものとする。

る。

第9 適正化法の特例

1 実績報告

適正化法第14条の規定による実績報告（事業又は事務の廃止に係るものを除く。）は、復興交付金事業等ごとに行うことを要しないものとし、特定市町村又は特定都道府県は、内閣総理大臣を経由し、各交付担当大臣に対し、交付決定単位ごとに、全ての復興交付金事業等が完了した場合、又は、交付の決定等に係る国の会計年度が終了した場合に、実績報告を行うものとする。

2 補助金等の額の確定等

適正化法第15条の規定による交付すべき額の確定は、各交付担当大臣が、復興交付金事業等に係る交付金として交付すべき額の総額を交付決定単位ごとに確定する。

第10 復興交付金事業計画の実績等に関する評価及び公表

1 復興交付金事業計画の公表

特定市町村又は特定都道府県は、復興交付金事業計画を内閣総理大臣に提出し交付可能額の通知を受けた後、速やかに、交付可能額通知を踏まえ修正した復興交付金事業計画を内閣総理大臣に提出した上で公表するものとする。第1の7の復興交付金事業計画の変更を行った場合においても、速やかに変更後の復興交付金事業計画を公表するものとする。

なお、内閣総理大臣、特定市町村又は特定都道府県は、修正前の復興交付金事業計画を公表することができるものとする。

2 復興交付金事業計画の進捗状況の報告及び公表

特定市町村又は特定都道府県は、交付金の交付を受けた年度の翌年度から復興交付金事業計画の期間の終了の日の属する年度（以下「計画終了年度」という。）までの毎年度の内閣総理大臣が指定する日までに、復興交付金事業計画の進捗状況を把握し、内閣総理大臣が指定する様式により、復興交付金事業計画の進捗状況を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。

3 復興交付金事業計画の実績に関する評価及び公表

特定市町村又は特定都道府県は、内閣総理大臣が別に定めるところにより、計画終了年度の翌年度の12月末日までに、当該計画に掲げる目標の達成状

況及び復興交付金事業の実施状況に関する調査及び分析を行い、当該計画の実績に関する評価を行う。当該評価については、内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。特定市町村又は特定都道府県は、本項の評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性、公正性を確保するように努めるものとする。

4 公表の方法

特定市町村又は特定都道府県は、公表に当たってはインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

第 11 必要事項の報告及び資料の提出

内閣総理大臣は、特定市町村又は特定都道府県に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

第 12 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣及び交付担当大臣は、情報の共有を図るなど相互に連携協力し、復興交付金事業等を実施する特定市町村又は特定都道府県に対し、当該復興交付金事業等の円滑な実施に関する必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

第 13 指導監督交付金

- 1 国は、特定都道府県が行う特定市町村に対する指導監督事務に要する費用として、特定都道府県に対し指導監督交付金を交付することができる。
- 2 前項の交付金を交付する場合には、指導監督交付金に係る配分計画を作成するものとする。

第 14 その他

その他復興交付金事業等の要件、復興交付金の交付の手續、復興交付金の経理その他の必要な事項については、交付担当大臣が定める交付要綱等による。なお、内閣総理大臣を経由して各交付担当大臣に対し復興交付金の交付に関する書類を提出する場合の手續については、別紙に定めるところによる。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 1 月 6 日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 2 月 10 日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 5 日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 5 月 25 日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 8 月 24 日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 11 月 30 日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 3 月 8 日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 5 月 15 日から施行する。
(生活拠点形成事業計画に記載した災害公営住宅整備事業等の扱い)
- 2 長期避難者生活拠点形成交付金制度要綱（平成 25 年 5 月 15 日施行）附則第 2 項の規定に基づいて、福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）第 35 条第 1 項に規定する生活拠点形成事業計画（以下「生活拠点形成事業計画」という。）に、同法第 29 条第 1 項に規定する居住制限者（以下「居住制限者」という。）に賃貸又は転貸するための災害公営住宅整備事業等及びこれと関連して実施される効果促進事業等を記載した場合、第 2 の 2

の（３）の①の算定に当たって、「基幹事業の交付対象事業費の合計額」及び「効果促進事業等の事業費の総額」には、それぞれ生活拠点形成事業計画に記載した居住制限者に賃貸又は転貸するための災害公営住宅整備事業等の交付対象事業費及びこれと関連して実施される効果促進事業等の事業費を含まないものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 27 年 8 月 26 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 28 年 3 月 15 日から施行し、別表 1 については平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

番号	復興交付金事業等	直接交付先			交付担当大臣	交付担当大臣が所管する関係行政機関
		市町村	都道府県	うち、間接補助として市町村に交付されるもの		
A-1	公立学校施設整備費国庫負担事業（公立小中学校等の新増築・統合）	○	○		文部科学大臣	文部科学省
A-2		○	○			
A-3			○	○		
A-4		○	○			
B-1	医療施設耐震化事業		○	○	厚生労働大臣	厚生労働省
B-2			○	○		
B-3		○	○	○		
C-1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等）	○	○	○	農林水産大臣	農林水産省
C-2		○	○	○		
C-3		○	○			
C-4			○	○		

C-5	漁業集落防災機能強化事業（漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等）	○	○	○		
C-6	漁港施設機能強化事業（漁港施設用地嵩上げ、排水対策等）	○	○	○		
C-7	水産業共同利用施設復興整備事業（水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等）	○	○			
C-8	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業		○			
C-9	木質バイオマス施設等緊急整備事業	○	○	○		
D-1	道路事業（市街地相互の接続道路等）	○	○			
D-2	道路事業（高台移転等に伴う道路整備（区画整理））	○	○			
D-3	道路事業（道路の防災・震災対策等）	○				
D-4	災害公営住宅整備事業等 （災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）	○	○			
D-5	災害公営住宅家賃低廉化事業	○	○			
D-6	東日本大震災特別家賃低減事業	○	○			
D-7	公営住宅等ストック総合改善事業（耐震改修、エレベーター改修）	○	○			
D-8	住宅地区改良事業（不良住宅除却、改良住宅の建設等）	○	○			
D-9	小規模住宅地区改良事業（不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等）	○	○			
D-10	住宅市街地総合整備事業（住宅市街地の再生・整備）	○	○			
D-11	優良建築物等整備事業	○	○			
D-12	住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）	○	○			
D-13	住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）	○	○			
D-14	造成宅地滑動崩落緊急対策事業	○	○			

基
幹
事
業

国土交通
大臣

国土
交通省

D-15	津波復興拠点整備事業	○	○			
D-16	市街地再開発事業	○	○			
D-17	都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）	○	○			
D-18	都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業）	○	○			
D-19	都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）	○	○			
D-20	都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）	○	○			
D-21	下水道事業	○				
D-22	都市公園事業	○	○			
D-23	防災集団移転促進事業	○	○			
E-1	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業	○			環境大臣	環境省
◆（関連する基幹事業番号）	効果促進事業等	○	○	○	特定市町村又は特定都道府県が当該効果促進事業等の関連性を説明した基幹事業を所管する大臣	左記交付担当大臣が所管する関係行政機関

別表 2 - 1

C - 5	漁業集落防災機能強化事業（漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等）
-------	---------------------------------

別表 2 - 2

1	被災地復興のための土地利用計画策定促進事業
2	工事統括マネジメント事業
3	住民合意形成促進事業
4	漁業集落再編コーディネート事業
5	被災者のためのコミュニティ活動支援事業
6	被災高齢者向け巡回活動支援事業
7	交通確保が困難な住民のためのコミュニティバス運行支援事業
8	学校スクールバス運行支援事業
9	集団移転跡地土地利用計画策定調査事業
10	公共・公益施設整備調査事業
11	学校就学環境整備事業
12	集団移転跡地環境整備事業
13	被災用地再編整備促進事業
14	住宅再建等の手続き支援、改修相談・啓発支援事業
15	被災者のための生活・健康相談支援事業
16	被災者のための集団墓地・霊園整備事業
17	信号機、道路標識又は道路標示の設置に関する事業
18	水産業関連共同作業資機材整備事業
19	地域資源利活用促進支援事業
20	地域資源利活用施設用地取得・造成事業
21	地域資源利活用施設整備事業
22	魚市場背後地の衛生環境対策事業
23	再生可能エネルギー活用・推進計画策定調査事業
24	番屋群等再生事業
25	水産加工流通高度化設備支援事業
26	復興イベント開催事業
27	海産物等地域ブランドの販売促進事業

28	漁業体験交流・担い手育成支援事業
29	磯場資源回復事業
30	水産業・漁村復興支援調査事業
31	震災・復興記録の収集・整理・保存
32	避難誘導施設整備事業
33	避難誘導機器整備事業
34	地域防災・減災（BCP）計画策定調査事業
35	災害用給水機能整備事業
36	防災対策強化事業
37	防災行政無線整備事業
38	防災拠点施設整備事業
39	災害用発電設備整備事業
40	防災備蓄倉庫整備事業
41	備蓄用品・緊急時通信機具整備事業
42	水産関連情報整備事業
43	津波情報収集・配信システム整備
44	ハザードマップ整備事業
45	浸水履歴表示用看板整備事業

※ 上記事業の実施にあたっては、真に必要かつ有効な事業を選択するとともに、その実施方法についても適切かつ効率的なものとなるよう努め、コスト縮減を図ること。また、著しい被害を受けた地域内（まちづくりと一体として行う面整備）及びL2津波想定区域内並びに隣接する地域で行うことを基本とし、当該事業が漁業集落防災機能強化事業の実施地域と空間的に距離がある場合や、時間的にずれが生じる場合には、当該事業の必要性、公益性、基幹事業との関連性に留意すること、水産業の再生・漁村の活性化に資する事業にあつては水産関係者が共同で利用するなど公益性が確保されていること。

別表 3 - 1

D-4	災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）
D-15	津波復興拠点整備事業
D-16	市街地再開発事業
D-17	都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）
D-23	防災集団移転促進事業

別表 3 - 2

1	市街地整備コーディネート事業
2	工事統括マネジメント事業
3	住民合意形成促進事業
4	被災地復興のための土地利用計画策定促進事業
5	移転促進区域が含まれる区域の土地利用計画策定調査事業
6	公共・公益施設整備調査事業
7	市街地整備事業予定地区のがれき除去・撤去事業
8	市街地整備事業予定地区の盛土環境整備事業
9	市街地整備事業予定地区の盛土材確保事業
10	市街地整備事業予定地区の権利関係整備事業
11	飲用水供給施設・排水施設整備事業
12	簡易仮設宿泊施設整備事業
13	被災者への生活・健康相談支援事業
14	被災高齢者向け巡回活動支援事業
15	住宅再建等の手続き支援、改修相談・啓発支援事業
16	学校就学環境整備事業
17	学校スクールバス運行支援事業
18	被災者へのコミュニティバス運行支援事業
19	被災者へのコミュニティ活動支援事業
20	防災行政無線整備
21	津波情報収集・配信システム整備
22	避難誘導施設整備事業
23	避難誘導機器整備事業

24	信号機、道路標識又は道路標示の設置に関する事業
25	市街地復興関連小規模施設整備事業
26	災害用給水機能整備事業
27	津波被災情報等GIS基盤整備事業
28	防災拠点施設整備事業
29	災害用発電設備整備事業
30	防災備蓄倉庫整備事業
31	防災対策強化事業
32	ハザードマップ整備事業
33	地域防災・減災（BCP）計画策定調査事業
34	被災者のための集団墓地・霊園整備事業
35	公共交通環境整備調査事業
36	地元企業経営再建指導事業
37	震災・復興記録の収集・整理・保存
38	復興イベント開催事業
39	地域振興・産業誘致に向けた調査事業
40	再生可能エネルギー活用・推進計画策定調査事業
41	観光資源発掘・PR事業
42	観光交流・物産センター整備事業

※ 上記事業の実施にあたっては、真に必要なかつ有効な事業を選択するとともに、その実施方法についても適切かつ効率的なものとなるよう努め、コスト縮減を図ること。また、著しい被害を受けた地域内（まちづくりと一体として行う面整備）及びL2津波想定区域内並びに隣接する地域で行うことを基本とし、当該事業が市街地整備事業の実施地域と空間的に距離がある場合や、時間的にずれが生じる場合には、当該事業の必要性、公益性、基幹事業との関連性に留意すること。

特定都道府県又は特定市町村が国に復興交付金の交付
に関する書類を提出する場合等の手続について

(内閣総理大臣に書類を提出する場合の手続)

第1条 特定都道府県又は特定市町村は、以下に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しようとするときは、地域ごとに別表1に掲げるところにより、復興庁に提出するものとする。

- 1 法第77条第1項に規定する復興交付金事業計画
- 2 東日本大震災復興交付金制度要綱（以下「制度要綱」という。）第1の7に規定する変更後の復興交付金事業計画
- 3 制度要綱第10の1に規定する修正した復興交付金事業計画
- 4 制度要綱第10の2に規定する復興交付金事業計画の進捗状況
- 5 法第83条第1項に規定する復興交付金事業計画の実績に関する評価
- 6 制度要綱第11に規定する報告又は資料
- 7 その他の特定都道府県又は特定市町村が内閣総理大臣に提出する復興交付金に関する書類

(交付可能額の通知に関する手続)

第2条 内閣総理大臣は、制度要綱第4の規定に基づき、交付可能額を通知しようとするときは、地域ごとに別表1に掲げるところにより、復興庁を経由して、これを通知するものとする。

(内閣総理大臣を経由して交付担当大臣に書類を提出する場合の手続)

第3条 特定都道府県又は特定市町村は、復興交付金の交付に関する書類を交付担当大臣に提出しようとするとき（施行規則第47条第2項の規定により、内閣総理大臣を経由して提出する場合に限る。）は、別紙様式を添付の上、地域ごとに別表1に掲げるところにより、復興庁を経由して提出しなければならない。

(内閣総理大臣を経由して提出しなければならない書類)

第4条 特定都道府県又は特定市町村は、別表2に掲げる復興交付金の交付に関する書類を交付担当大臣に提出しようとするときは、内閣総理大臣を経由してこれを提出しなければならない。また、その際には、前条の規定に基づき、

復興庁を経由するものとする。

(交付決定の通知に関する手続)

第5条 交付担当大臣は、交付要綱に基づき、内閣総理大臣を経由して特定都道府県又は特定市町村に対して交付決定通知書、交付額確定通知書その他の書類を送付しようとするときは、地域ごとに別表1に掲げるところにより、復興庁を経由して、これを送付するものとする。

(別表 1) 書類の提出又は経由 (第 1 条、第 2 条、第 3 条及び第 5 条関係)

地域	経由の機関
青森県 青森県内の特定市町村	青森事務所
岩手県 岩手県内の特定市町村	岩手復興局 宮古支所 釜石支所
宮城県 宮城県内の特定市町村	宮城復興局 気仙沼支所 石巻支所
福島県 福島県内の特定市町村	福島復興局 南相馬支所 いわき支所
茨城県 茨城県内の特定市町村	茨城事務所
上記以外の特定都道府県 上記以外の特定市町村	本庁

(別表 2) 内閣総理大臣を経由して提出しなければならない書類 (第 4 条関係)

内閣総理大臣を経由して交付担当大臣に提出しなければならない書類
<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正化法第 5 条の規定に基づく交付の申請書及び変更交付申請書 ・ 適正化法第 9 条に基づく交付申請の取下げに係る書類 ・ 復興交付金交付決定前着手申請書 (制度要綱第 8 の 4) ・ 適正化法第 12 条に基づく状況報告に係る書類 ・ 適正化法第 14 条に規定する実績報告に係る書類 ・ その他制度要綱、交付要綱において内閣総理大臣を経由して提出するものとされた書類

(別紙様式)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

特定市町村又は特定都道府県の長 印

復興交付金に関する書類の交付担当大臣への提出について

東日本大震災復興特別区域法施行規則第 47 条第 2 項の規定に基づき、下記の書類を各交付担当大臣まで提出願います。

記

1. 交付申請書 (〇〇大臣宛て)
2. 交付申請書 (〇〇大臣宛て)